

(廃止)

(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)

6-1-4 令第38条第1項第2号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する有価証券の払込みに係る期日における1株当たりの価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 新株が証券取引所に上場されている場合 その新株の払込期日における当該新株の最終価格
- (2) 旧株は証券取引所に上場されているが、新株が上場されていない場合 新株の払込期日における旧株の最終価格を基準として当該新株につき合理的に計算される価額
- (3) (1)及び(2)以外の場合 その新株又は出資の払込期日において当該新株につき9-1-11から9-1-15まで《気配相場のある株式の価額等》に準じて合理的に計算される価額

(廃止)

(有価証券の購入のための付随費用)

6-1-5 令第38条第1項第3号《購入した有価証券の取得価額》に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」には、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないことができる。

外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても、同様とする。

(廃止)

(公社債の経過利子)

6-1-6 法人が国債又は地方債若しくは社債(いわゆる金融債等会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。)をその利子の計算期間の中途において購入し、直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される経過利子に相当する金額を支払った場合において、当該金額をこれらの債券の取得価額に含めないで当該債券の購入後最初に到来する利払期まで前払金として経理した

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>ときは、これを認める。</p> <p><u>(政府保証債の応募予約料に相当する金額)</u></p> <p><u>6-1-7 法人が新たに発行される政府保証債を引き受ける場合(証券会社の募集に応じて引き受ける場合を含む。)において、その収入する応募予約料に相当する金額を発行価額から差し引いて払い込み、その払い込んだ金額を当該政府保証債の取得価額として経理しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 金融機関等が政府保証債を引き受けたことにより収入する引受責任料及び募集取扱料に相当する金額又は国債を引き受けたことにより収入する手数料の額は、その収入すべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(転換社債を転換した場合の経過利子の取得価額算入)</u></p> <p><u>6-1-8 法人が、転換社債をその利子の計算期間の中途において購入したため、6-1-6の取扱いを適用して経過利子に相当する金額を前払金として経理している場合において、その購入後最初に到来する利払期前に株式に転換したときは、当該前払金は、株式の取得価額に算入するものとする。ただし、当該経過利子に対応する期間について益金の額に算入されるべき利子の支払を受ける場合における当該前払金については、この限りでない。</u></p> <p><u>(注) 同一銘柄の転換社債をその利子の計算期間の中途において2回以上にわたって購入し、それぞれの経過利子に相当する金額を前払金として経理している場合において、その購入後最初に到来する利払期前にその一部を株式に転換し、又は他に譲渡したときは、次の算式により当該前払金の合計額のうち株式の取得価額に算入し、又は譲渡に伴って損金の額に算入する金額を計算することができる。</u></p>

(算式)

$$\text{当該前払金の合計額} \times \frac{\text{その株式に転換し、又は譲渡した転換社債の額面金額の合計額}}{\text{その購入した転換社債の額面金額の合計額}}$$

(廃止) (新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

6-1-8の2 6-1-8は、新株引受権付社債に係る新株引受権を行使して株式を取得した場合(当該新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合に限る。)について準用する。

(廃止) (公社債等につき相当の減額又は増額をする場合の簡便法)

6-1-9 法人が、公社債(転換期間満了前の転換社債及び新株引受権付社債を除く。)、コマーシャル・ペーパー及び外国法人の発行する譲渡性預金証書(以下6-1-9においてこれらを「公社債等」という。)の取得価額とその額面金額とが異なるため商法第285条ノ5(社債その他の債券の評価)の規定によりその帳簿価額につき相当の減額又は増額をする場合において、当該事業年度中に同一銘柄の公社債等を2回以上にわたって売買しているため、その減額又は増額をしようとする金額の計算が困難であるときは、継続して、銘柄を同じくする公社債等ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式によりその減額又は増額をしようとする金額を計算することができるものとする。

(1) 当該事業年度終了の時に有する当該公社債等の額面金額の合計額が当該事業年度開始の時に有していた当該公社債等の額面金額の合計額を超える場合

は、その選定している評価の方法により計算した金額とするが、低価法を選定している場合にはその基礎となる原価法により計算した金額とする。

3 算式の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は1月とする。

十三 株式の取得価額の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>第2節 株式の取得価額の特例</p> <p><u>(利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額)</u></p> <p>6-2-1 法人がその有する株式につき、商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定による利益の資本組入れ又は同法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定による準備金（利益積立金額に相当する金額に限る。）の資本組入れ（以下6-2-1において「利益等の資本組入れ」という。）と同法第218条《株式の分割》の規定による株式分割とが行われた場合には、利益等の資本組入れについては令第42条《利益積立金額の資本組入れの場合の株式の取得価額》の規定を、株式分割については令第40条第1項《株式の分割又は併合の場合の株式の取得価額》の規定をそれぞれ適用することに留意する。</p> <p>(注) この場合において、令第40条第1項に規定する旧株一株の従前の帳簿価額は、令第42条の規定の適用後の同条に規定する一株当たりの取得価額とすることに留意する。</p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(無償減資があった場合の株式の取得価額)</u></p> <p>6-2-2 法人の有する株式（出資を含む。以下6-2-2において「旧株」という。）の一部がその旧株を発行した法人の無償による減資により消滅した場合には、その減資のあった日の属する事業年度以後の各事業年度における</p>